令和８年第４回君津市議会定例会

議 案 参 考 資 料

令和８年１１月２７日

君　　津　　市

令和８年第４回君津市議会定例会議案参考資料目録

議案番号	資料名	頁
議案第６号	一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表	１
議案第７号	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表	７
議案第８号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表	８
議案第９号	君津市図書館条例新旧対照表	９
議案第１０号	君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び君津市都市公園条例新旧対照表	１０
議案第１１号	君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表	１４
議案第１２号	君津市木のふるさと文化センターの指定管理者となる団体の概要	１５
議案第１３号	内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者となる団体の概要	１６
議案第１５号	千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表	１８

一般職の職員の給与等に関する条例等新旧対照表

改正案	現　行
第１条による改正　一般職の職員の給与等に関する条例	
（期末手当）	（期末手当）
第２１条　省略	第２１条　省略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～(4) 省略	(1) ～(4) 省略
３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。	３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」とする。
４～５　省略	４～５　省略
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第２２条　省略	第２２条　省略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及

びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額

３～５　省略

別表第１　省略

第２条による改正　一般職の職員の給与等に関する条例

（期末手当）

第２１条　省略

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５　」とあるのは「１００分の７２．５」とする。

４～５　省略

（勤勉手当）

第２２条　省略

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の

びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額

(2)　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５１．２５を乗じて得た額の総額

３～５　省略

別表第１　省略

（期末手当）

第２１条　省略

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) ～(4) 省略

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の７３．７５」とする。

４～５　省略

（勤勉手当）

第２２条　省略

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の

区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０７．５　を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５　を乗じて得た額の総額

３～５　省略

第３条による改正　君津市任期付職員の採用等に関する条例

（特定任期付職員の給与の特例）

第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	４１９，０００
2	４７０，０００
3	５２５，０００
4	５９３，０００
5	６７７，０００
6	７９０，０００
7	９２３，０００

２～４　省略

区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５３．７５を乗じて得た額の総額

３～５　省略

（特定任期付職員の給与の特例）

第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額（円）
1	４０５，０００
2	４５５，０００
3	５０８，０００
4	５７４，０００
5	６５５，０００
6	７６５，０００
7	８９３，０００

２～４　省略

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第８条　省略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条第２項、第２０条の２第１項及び第２項、第２１条第２項並びに第２２条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条第２項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２０条の２第１項及び第２項中「第１９条第１項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２１条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、第２２条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

第４条による改正　君津市任期付職員の採用等に関する条例

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第８条　省略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条第２項、第２０条の２第１項及び第２項、第２１条第２項並びに第２２条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条第２項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２０条の２第１項及び第２項中「第１９条第１項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２１条第２項中「１００分の１２７．５　」とあるのは「１００分の９７．５　」と、第２２条第２項第１号中「１００分の１０７．５　」とあるのは「１００分の９０　　」とする。

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第８条　省略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条第２項、第２０条の２第１項及び第２項、第２１条第２項並びに第２２条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条第２項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２０条の２第１項及び第２項中「第１９条第１項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２１条第２項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の９６．２５」と、第２２条第２項第１号中「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の８８．７５」とする。

（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）

第８条　省略

２　特定任期付職員に対する給与条例第１９条第２項、第２０条の２第１項及び第２項、第２１条第２項並びに第２２条第２項第１号の規定の適用については、給与条例第１９条第２項中「前項に規定する職にある職員」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２０条の２第１項及び第２項中「第１９条第１項の規則で定める者」とあるのは「任期付職員条例第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員」と、第２１条第２項中「１００分の１２８．７５」とあるのは「１００分の９８．７５」と、第２２条第２項第１号中「１００分の１０８．７５」とあるのは「１００分の９１．２５」とする。

第５条による改正　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第１５条　省略	第１５条　省略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1) ～(4) 省略	(1) ～(4) 省略
３～５　省略	３～５　省略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）
第１５条の２　省略	第１５条の２　省略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０６．２５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３～５　省略	３～５　省略
別表第１　省略	別表第１　省略
第６条による改正　会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	
（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第１５条　省略	第１５条　省略

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～５　省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第１５条の２　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０７．５　を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３～５　省略	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２８．７５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～５　省略 （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第１５条の２　省略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属するフルタイム会計年度任用職員の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０８．７５を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ３～５　省略

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条による改正 （期末手当） 第５条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～４　省略	（期末手当） 第５条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～４　省略
第２条による改正 （期末手当） 第５条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３５　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～４　省略	（期末手当） 第５条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３～４　省略

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表

改正案	現　行
第１条による改正 （期末手当） 第６条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３　省略	（期末手当） 第６条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３２．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３　省略
第２条による改正 （期末手当） 第６条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３５　　を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３　省略	（期末手当） 第６条　省略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の２３７．５を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) ～(4) 省略 ３　省略

君津市図書館条例新旧対照表

改正案

別表（第１０条）

使用料

区分	金額
会議室２０１	１時間につき６９０円
会議室２０２	１時間につき４２０円
会議室３０１	１時間につき２４０円
会議室３０２	１時間につき２７０円
会議室３０３	１時間につき１９０円
視聴覚室	１時間につき２，８６０円
スタジオＡ	１時間につき２２０円
スタジオＢ	１時間につき４５０円

備考

１～２　省略

３　市外に住所を有する者又は市外に所在する団体が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の１０割増しとする。

現　行

別表（第１０条）

使用料

区分	金額
会議室２０１	１時間につき６８０円
会議室２０２	１時間につき４１０円
会議室３０１	１時間につき１５０円
会議室３０２	１時間につき２７０円
会議室３０３	１時間につき１５０円
視聴覚室	１時間につき３，１１０円
スタジオＡ	１時間につき１５０円
スタジオＢ	１時間につき４１０円

備考

１～２　省略

３　市外に住所を有する者又は市外に所在する団体が使用する場合の使用料の額は、この表に規定する使用料の額の５割増しとする。ただし、その額に１０円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例及び君津市都市公園条例新旧対照表

改正案

第１条による改正　君津市勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例

別表（第１１条第２項）

１　専用使用

区分	金額（１時間につき）
多目的室１	３１０円
多目的室２	４６０円
多目的室３	６１０円
教養文化室	３１０円
フィットネススタジオ	１，２４０円

備考

１　本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の利用料金は、５割増しとする。

２　省略

現　行

別表（第１１条第２項）

１　専用使用

区分	午前９時から午後１時まで	午後１時から午後５時まで	午後５時から午後９時まで（ただし、日曜日及び祝日は午後７時まで）
多目的室１	１，０４０円	１，０４０円	１，０４０円
多目的室２	１，５７０円	１，５７０円	１，５７０円
多目的室３	２，０９０円	２，０９０円	２，０９０円
教養文化室	１，０４０円	１，０４０円	１，０４０円
フィットネススタジオ	２時間まで２，０９０円		

備考

１　本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者又は市内に本社、支社、営業所等がない法人等が使用する場合の利用料金は、２割増しとする。

２　省略

２　個人使用

区分	金額
トレーニングルーム	８３０円
フィットネススタジオ	１，１４０円
サウナルーム	３１０円

備考

１　本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者の利用料金は、５割増しとする。

２～３　省略

４　公益財団法人体力つくり指導協会（以下「体力つくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用するときの利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額１，７７０円を上限とする。

５　省略

第２条による改正　君津市都市公園条例

別表第３（第１２条、第３０条第２項）

１～２　省略

２　個人使用

区分	金額
トレーニングルーム	８３０円
フィットネススタジオ	１，０４０円
サウナルーム	３１０円

備考

１　本市に住所を有していない者、市内に存する事業所等に勤務していない者及び市内に存する学校に在学していない者の利用料金は、２割増しとする。

２～３　省略

４　公益財団法人体力つくり指導協会（以下「体力つくり指導協会」という。）が運営するスポーツプラザの総合会員として登録している者が、勤労者センターに併設するスポーツプラザの施設とフィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームを併用して使用するときの利用料金は、フィットネススタジオ、トレーニングルーム及びサウナルームの利用料金にかかわらず、月額１，５７０円を上限とする。

５　省略

別表第３（第１２条、第３０条第２項）

１～２　省略

３　野球場・庭球場・陸上競技場使用料

使用区分＼時間等区分	２時間以内	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午前９時から午後５時まで	半日	午後６時から午後９時まで
野球場	省略					
庭球場（内みのわ運動公園）	省略					
陸上競技場	省略					

備考

１～２　省略

３　午後６時以降に庭球場（内みのわ運動公園）を使用する場合は、

３　野球場・庭球場・陸上競技場使用料

使用区分＼時間等区分			２時間以内	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午前９時から午後５時まで	半日	午後６時から午後９時まで
野球場	省略							
庭球場（内みのわ運動公園）	省略							
庭球場（君津緩衝緑地）	１コートにつき	一般	６６０円	９９０円	1,320円	2,310円	／	2,470円
		学生	４９０円	７３０円	９９０円	1,730円	／	1,890円
		小・中学生	３３０円	４９０円	６６０円	1,150円	／	1,260円
陸上競技場	省略							

備考

１～２　省略

３　午後６時以降に庭球場＿＿＿＿＿＿＿＿を使用する場合は、

２時間以内の使用料は適用しない。

４　スポーツ広場・野外ステージ・庭球場使用料

使用区分＼時間等区分			2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日
スポーツ広場	野球使用	省略					
	その他の使用	省略					
野外ステージ		省略					
庭球場（君津緩衝緑地）	1コートにつき	一般	1時間　６６０円				
		学生	1時間　４９０円				
		小・中学生	1時間　３３０円				

備考

１～２　省略

２時間以内の使用料は適用しない。

４　スポーツ広場・野外ステージ＿＿＿＿使用料

使用区分＼時間等区分			2時間以内	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで	半日
スポーツ広場	野球使用	省略					
	その他の使用	省略					
野外ステージ		省略					

備考

１～２　省略

君津市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表

改正案	現　行
（任命） 第３条　省略 ２　団長以外の団員は、年齢１８歳以上の者で、本市に居住し、通勤し、若しくは通学するもの又は本市の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められるもののうちから市長の承認を得て団長が任命する。 （定員） 第４条　団員の定数は、８１２人とする。	（任命） 第３条　省略 ２　団長以外の団員は、年齢１８歳以上の者で、本市に居住するもの若しくは本市の区域内に勤務するもの又は本市の近隣に居住し、消防団活動を行うことができると認められるもののうちから市長の承認を得て団長が任命する。 （定員） 第４条　団員の定数は、７８０人とする。

君津市木のふるさと文化センターの指定管理者となる団体の概要

1　名　　称　　株式会社久留里の森

2　代 表 者　　代表取締役　長谷川　真紀

3　所 在 地　　千葉県君津市久留里市場９０８番７

4　設 立 日　　令和６年１２月１６日

5　目 的 等　　次の事業を営むことを目的とする。

(1) 飲食店の経営

(2) 公の施設の運営管理事業

(3) コインランドリーの経営

(4) キャンプ場の運営

(5) 稲作と果樹・野菜栽培等農業

(6) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業

(7) インターネット等を通じた通信販売業務

(8) 屋内外防犯設備販売・施工工事業

(9) 宅地建物取引業

(10)　広告デザイン・印刷事業

(11)　ホームページ作成・web コンテンツ作成事業

(12)　ＩＴコンサルティング業

(13)　パソコン及び周辺機器の販売

(14)　前各号に附帯する一切の業務

6　資本金の額　１００万円

7　構 成 員　　１３名

内みのわ運動公園及び君津緩衝緑地の指定管理者となる団体の概要

1　名　　称　　三幸株式会社

2　代 表 者　　代表取締役　橋本　有史

3　所 在 地　　東京都千代田区神田駿河台三丁目３番地４

4　設 立 日　　昭和３０年４月２２日

5　目 的 等　　次の事業を営むことを目的とする。

(1) ビルメンテナンス業務の経営に関するコンサルティング

(2) 建物の綜合保守管理及び各種清掃、環境保全等に関する請負

(3) 造園、緑化工事及び同管理の請負並びに道路、公園等屋外施設の清掃業務

(4) 建物の区分所有等に関する法律に基づく管理者業務

(5) 産業廃棄物処理業及び廃品処理業

(6) 浄化槽、上下水道等各種装置の保守管理に関する請負

(7) 消防設備の保守点検並びに工事の請負及び消防用設備機器の販売

(8) 建築一式工事の請負

(9) 塗装工事業

(10) 管工事及び管清掃業

(11) 電気設備の綜合試験検査及び電気工事請負

(12) 舞台等の放送設備、美術装置及び仮設舞台の操作並びに設営業務

(13) 警備業及び駐車場の運営管理

(14) 労働者派遣事業

(15) 各種物品製造の請負

(16) 各種競技場及び遊技場の維持管理及び運営管理

(17) 保険、医療、養護施設の運営及び管理の請負

(18) 売店の経営

(19) 食堂の経営及び経営に関するコンサルティング並びに料理仕出業及び食料品の販売

(20) 酒類販売業

(21) 煙草小売販売業及び煙草、清涼飲用水、酒類の自動販売機の管理・

運営

(22) プール監視に関する業務

(23) 保育所における保育業務及びその補助

(24) マンション、社宅及び社員寮の運営管理に関する業務

(25) 実験用動物の飼育、管理及び補助業務

(26) 植物、微生物バイオテクノロジーの研究開発及び補助業務

(27) 各種社会的インフラ整備に伴うプラント装置･原子力関連装置の工事管理及び運転管理

(28) 公共交通機関の工事管理及び運転管理

(29) 翻訳業務及び通訳業務

(30) 建築の綜合保守管理･各種清掃、省エネルギーに関する研修講座の企画及び運営

(31) 給食サービス業

(32) 介護機器及び介護用品の販売及びレンタル

(33) 不動産及び不動産管理に関するコンサルティング業務及びコンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売

(34) 土地・建物の有効利用に関する企画、設計、調査

(35) 建築の設計、施工、監理及びそれらに関するコンサルティング業務

(36) 不動産販売の斡旋、仲介及び不動産賃貸の斡旋、仲介並びに不動産情報の斡旋、仲介

(37) 指定管理者業務

(38) 指定管理者業務に係わるイベントの企画運営

(39) スポーツ及び文化教室の企画運営

(40) スポーツ用品の販売及び修理

(41) その他適法な一切の業務

6　資本金の額　１億円

7　従業員等　　３，７０７名

千葉県市町村総合事務組合規約新旧対照表

改正案	現　行
別表第１（第２条関係） 千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第２（第３条第１項関係）	別表第１（第２条関係） 千葉市　銚子市　市川市　船橋市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合 別表第２（第３条第１項関係）

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合
	東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務

共同処理する事務	共同処理する団体
第３条第１項第１号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務

	組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合
第３条第１項第２号に掲げる事務　省略	
第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市

	組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合
第３条第１項第２号に掲げる事務　省略	
第３条第１項第３号に掲げる事務	銚子市　館山市　木更津市　松戸市　野田市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　長門川水道企業団　国保国吉病院組合　君津中央病院企業団　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合 東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合　長生郡市広域市

	町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
第３条第１項第４号に掲げる事務～第３条第１項第１０号に掲げる事務　省略	
第３条第１項第１１号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　東葛中部地区総合開発事務組合　佐倉市、酒々井町清掃組合
	東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合

	町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　東総広域水道企業団　君津富津広域下水道組合　八匝水道企業団　山武郡市広域水道企業団　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
第３条第１項第４号に掲げる事務～第３条第１項第１０号に掲げる事務　省略	
第３条第１項第１１号に掲げる事務	銚子市　館山市　茂原市　成田市　佐倉市　東金市　旭市　習志野市　柏市　勝浦市　市原市　流山市　八千代市　我孫子市　鴨川市　鎌ケ谷市　君津市　富津市　浦安市　四街道市　袖ケ浦市　八街市　印西市　白井市　富里市　南房総市　匝瑳市　香取市　山武市　いすみ市　大網白里市　酒々井町　栄町　神崎町　多古町　東庄町　九十九里町　芝山町　横芝光町　一宮町　睦沢町　長生村　白子町　長柄町　長南町　大多喜町　御宿町　鋸南町　国保国吉病院組合　東葛中部地区総合開発事務組合　鋸南地区環境衛生組合　佐倉市、酒々井町清掃組合　東金市外三市町清掃組合　山武郡市環境衛生組合　柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合　印旛衛生施設管理組合　印西地区衛生組合　東総衛生組合　夷隅環境衛生組合　佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合　一宮聖苑組合　印旛利根川水防事務組合　匝瑳市ほか二町環境衛生組合　君津郡市広域市町村圏事務組合　安房郡市広域市町村圏事務組合

	四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
第３条第１項第１２号に掲げる事務～第３条第１項第１６号に掲げる事務　省略	

	四市複合事務組合　長生郡市広域市町村圏組合　匝瑳市横芝光町消防組合　山武郡市広域行政組合　香取広域市町村圏事務組合　佐倉市八街市酒々井町消防組合　東総地区広域市町村圏事務組合　印西地区消防組合　夷隅郡市広域市町村圏事務組合　印旛郡市広域市町村圏事務組合　君津富津広域下水道組合　印西地区環境整備事業組合　千葉県後期高齢者医療広域連合
第３条第１項第１２号に掲げる事務～第３条第１項第１６号に掲げる事務　省略	